

精神障害の労災認定基準の改正について

- 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書について

「労働施策総合推進法」の改正により、令和2年6月からパワーハラスメント防止対策が法制化されることなどを踏まえ、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の見直しについて検討を行い、報告書を取りまとめ、令和2年5月15日に公表した。

- 「心理的負荷による精神障害の認定基準」の改正通達について

検討会報告書を踏まえ、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事等に「パワーハラスメント」を追加するなどの改正を行い、5月下旬に、地方労働局に対して通達を发出。

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書の概要

検討の背景

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成23年12月に策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定を行っているところだが、令和元年5月の「労働施策総合推進法」の改正により、令和2年6月からパワーハラスメント防止対策が法制化されたことなどを踏まえ、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の見直しについて検討を行ったもの。

報告内容のポイント

◆ 具体的出来事等への「パワーハラスメント」の追加

- ・「出来事の類型」として「パワーハラスメント」を追加
- ・具体的出来事として「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」を追加

【強いストレスと評価される例】

- 上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合
- 上司等から、暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた場合
- 上司等による人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われた場合

◆ 具体的出来事の内容を「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」に修正

- ・具体的出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の内容を「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」に修正
- ・パワーハラスメントに該当しない優越性のない同僚間の暴行や嫌がらせ、いじめ等を評価する項目として位置づける

【強いストレスと評価される例】

- 同僚等から、治療を要する程度の暴行等を受けた場合
- 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合

 **評価表を明確化、具体化することで請求の容易化、審査の迅速化を図る**

改正労災保険法の複数事業労働者に係る 労災認定基準の検討について

改正労災保険法の複数事業労働者に係る脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年12月23日）を踏まえ、それぞれの労災認定の基準に関する専門検討会において、医学等の専門家の意見を聴取する予定。

○ 脳・心臓疾患

- ・ 令和2年6月上旬（日程調整中）
第1回「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」

○ 精神障害

- ・ 令和2年6月4日
第6回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」

（参考）

複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）（抄）

（令和元年12月23日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議）

2 複数就業者の認定の基礎となる負荷について

（2）認定方法について

複数就業先の業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合についても、労働者への過重負荷について定めた現行の認定基準の枠組みにより対応することが適当である。ただし、脳・心臓疾患、精神障害等の認定基準については、医学等の専門家の意見を聴いて、運用を開始することにも留意することが適当である。

（以下略）

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償について

○ 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

令和2年4月28日付けで地方労働局に対して通達を発出し、同感染症の特性にかんがみた適切な対応を指示した。

○ Q&Aについて

労働者及び企業それぞれに向けて、上記通達に関する内容のQ&Aを厚労省HPに掲載し、周知を図った。

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで

基補発 0428 第 1 号
令和 2 年 4 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和 2 年 2 月 3 日付け基補発 0203 第 1 号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

記

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方にに基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第 1 の 2 第 6 号 1 又は 5 に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第 1 の 2 第 6 号 5 の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

(2) 国外の場合

ア 海外出張労働者

海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。

イ 海外派遣特別加入者

海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断すること。

3 労災保険給付に係る相談等の取扱いについて

(1) 本件に係る相談等があった場合には、上記1の考え方にに基づき、上記2の具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること。

なお、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

(2) 本件に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、引き続き、速やかに補504により当課業務係に報告するとともに、当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、当分の間、事前に当課職業病認定対策室職業病認定業務第一係に協議すること。

新型コロナウイルスに関するQ & A（労働者の方向け）抜粋

（令和2年5月12日時点版）

5 労災補償

問1）労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

答1）業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

請求の手續等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf>

問2）医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

答2）患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

問3）医療従事者や介護従事者以外の労働者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

答3）新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

問4）感染経路が判明しない場合、どのように判断するのですか。

答4）感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性（業務起因性）を判断します。

（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

問5）「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、具体的にどのようなケースを想定しているの

でしょうか。

答5) 請求人を含め、2人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

問6) 「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」として想定しているのは、どのような業務でしょうか。

答6) 小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。

問7) 上記答4の(例1)、(例2)以外で示した業務以外の業務は、対象とならないのでしょうか。

答7) 他の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合には、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断します。

問8) 新型コロナウイルスに感染した場合、請求手続について事業主の援助を受けることはできますか。

答8) 請求人がみずから保険給付の手続を行うことが困難である場合、事業主が助力しなければならないこととなっており、具体的には、請求書の作成等への助力規定などがありますので、事業主に相談をしてください。

なお、事業主による助力については、労働者災害補償保険法施行規則第23条で規定されています。

※ 労働者災害補償保険法施行規則第23条(抄)

1 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

(略)

詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(参考) 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて(通達)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）抜粋

（令和2年5月19日時点版）

7 労災補償

問1）労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

答1）業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf>

問2）医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

答2）患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

問3）医療従事者や介護従事者以外の労働者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

答3）新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

問4）感染経路が判明しない場合、どのように判断するのですか。

答4）感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性（業務起因性）を判断します。

（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

問5）「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、具体的にどのようなケースを想定しているの

でしょうか。

答5) 請求人を含め、2人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

問6) 「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」として想定しているのは、どのような業務でしょうか。

答6) 小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。

問7) 上記答4の(例1)、(例2)以外で示した業務以外の業務は、対象とならないのでしょうか。

答7) 他の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合には、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断します。

問8) 労働者が新型コロナウイルスに感染したとして労災請求する場合、事業主として協力できることはありますか。

答8) 労災請求手続は、請求人に行っていただくものですが、請求人が保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合、請求人の症状を確認しつつ、適宜、請求書の作成等への助力をお願いします。

なお、事業主による助力については、労働者災害補償保険法施行規則第23条で規定されています。

※ 労働者災害補償保険法施行規則第23条(抄)

1 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

(略)

詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(参考) 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて(通達)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

令和 2 年度労災診療費の改定について

1 概要

令和元年 12 月 17 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

この改定率も踏まえて、労災診療費を改定することとした。

(1) 診療報酬改定に伴う改定

労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠させており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分を連動して改定。 (1, 027 百万円)

(2) 労災特掲の改定

健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目(労災特掲)について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から改定。 (187 百万円)

2 労災特掲の改定内容

<新設項目分>

(1) 社会復帰支援指導料の新設 (110 百万円)

3 か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、早期の社会復帰の促進を図るため、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が所定の様式に基づいて指導を行った場合を評価し、130 点算定できることとするもの。

(2) コンピューター断層診断の特例の新設 (3百万円)

他の医療機関で撮影したフィルムについて、再診時に傷病労働者が持参し、医師が診断を行った場合は、225点算定できることとするもの。

<既存項目分>

(1) 救急医療管理加算(入院)の引上げ (145百万円)

初診時に救急医療を行った場合に加算できるものであるが、医療機関が傷病労働者を緊急に収容可能な体制をとっていること等をさらに評価して、金額を引き上げたもの(6,000円→6,300円)。

(2) 職場復帰支援・療養指導料の拡充 (5百万円)

医師等が、①傷病労働者に対して文書を交付して職場復帰のために必要な指導をした場合、②事業主と面談の上職場復帰のために必要な指導をした場合、③産業医に対して文書で情報提供した場合に算定できるものであるが、職場復帰支援策の充実のため、算定上限回数を①～③それぞれ3回から4回に引き上げたもの。

(3) 病衣貸与料の引上げ (5百万円)

患者が緊急収容され医療機関から病衣の貸与を受けた場合、または傷病の感染予防上の必要性から、医療機関が患者に病衣を貸与した場合に算定できるものであるが、医療機関における病衣貸与に係る料金設定の実態を踏まえ、点数を引き上げたもの(9点→10点)。

(4) 術中透視装置使用加算の対象部位の拡大

(1百万円)

所定の外科的手術を行う際に、X線透視装置を使用して行った場合には、1回の手術につき220点を手術料に加算できることとしており、その対象となる部位として、大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨、手指骨、足根骨が定められていたが、これに加え、手術料が算定されることの多い膝蓋骨も対象に加えたもの。

(5) 労災治療計画加算の廃止

(▲82百万円)

入院の際に医師等が治療計画を策定し、入院から7日以内に労災治療計画書又はこれに準ずる文書を交付して説明を行った場合に、入院基本料または特定入院料に、労災独自で100点加算できることとしていたが、会計検査院から、準ずる文書（健康保険の入院診療計画書）を作成している例が大多数であり、労災特有の記載がほとんど見られないという実態から、廃止も含めて抜本的な見直しをするよう意見表示されたものであり、検討の結果、廃止することとしたもの。

3 改定時期

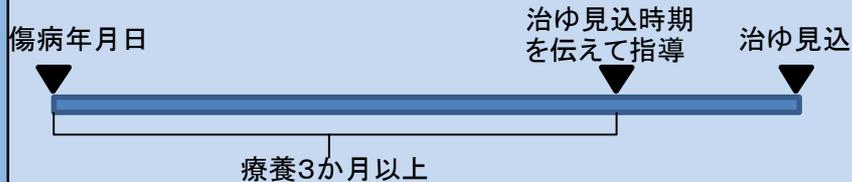
新設項目は令和2年6月診療分から改定し、既存項目については、令和2年4月診療分から改定済み。

令和2年度労災診療費算定基準(新設項目)

1 社会復帰支援指導料

【概要】

3か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、早期の社会復帰促進を図るため、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が右の様式に基づいて指導を行った場合に、1回に限り算定できる。



【算定要件】

- 医療機関において治療を行っている傷病労働者に対して、レセプトの「摘要」欄に以下の記載。
 - ①治ゆ見込みの時期(「治ゆ見込み ○年○月末」などと記載)
 - ②指導を行った日
- 診療録(カルテ)に所定の様式に指導項目について記載して添付。

【点数】 130点

【所要見込額】 110百万円(令和2年度)

<様式>

早期社会復帰のための指導項目

氏名 _____

発症(負傷) 年月日	年 月 日
治ゆ見込み 年月日	年 月 日

○職場(業務)や日常生活において注意する点(指導した項目に☑を入れること)

【全般】

- 傷病の状態が安定するまでは、無理に動かさないこと
- 受傷部位を意識しすぎて他の部位に負担をかけないこと
- 受傷部位を徐々に動かして、可動範囲を広げるように努めること
- 重いものを持つときは注意すること
- 休憩時間のストレッチなど一定の姿勢をとり続けられないよう心がけること
- 無理な姿勢をとらないようにすること
- 車の運転は避けたほうがよい
- 睡眠時間をしっかりとること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【職場】

- 長時間の残業は避けること
- 長期の出張や海外出張は避けること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【日常生活】

- 定期的に自分で脈拍のチェックをすること
- 適度な運動を実施するよう心がけること
- 当面の間は、激しい運動は避けること(概ね__月間)
- 食事の内容、摂取量について注意すること
- 患部の保温に努めること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【その他】

- アフターケア制度の対象となる可能性があるため、治ゆ後、労働局に相談すること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

現状どおりの生活で問題がないと指導した
(該当する場合のみ☑)

指導日 _____ 年 月 日

医師名 _____

令和2年度労災診療費算定基準(新設項目)

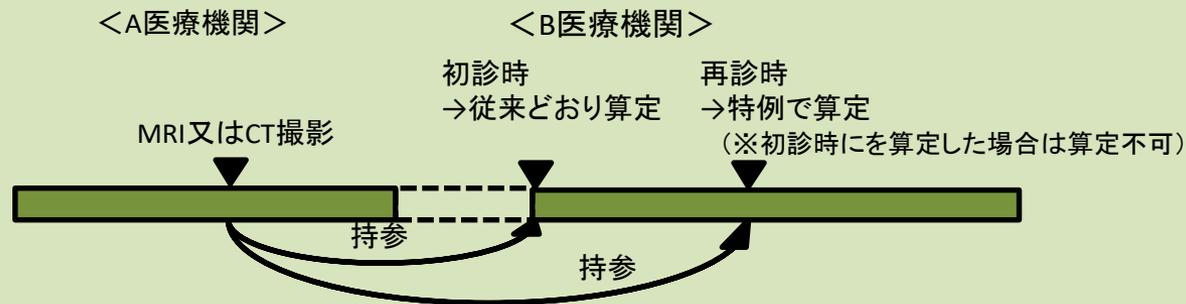
2 コンピュータ断層診断の特例

【概要】

コンピューター断層診断は、MRI又はCTを診断した場合に月1回に限り算定できる(450点)ものであるが、そのうち、他院で撮影したフィルムについては、初診料を算定できる日に限り算定ができる。

近年、高齢労働者の労働災害の発生が増加傾向にあり、これら高齢労働者は様々な基礎疾患を抱えている場合が多いことなどから、医師が治療にあたり注意すべきことを確認したり、労災診療の範囲を明確にするなどのために、再診時であっても、他院で撮影したフィルムを診断した場合に算定できるものとする。

なお、初診時にコンピューター断層診断を算定している場合は、算定できないものとする。



【算定要件】

再診時に、医師が他院で撮影したMRI又はCTのフィルムを診断し、カルテに診断内容を記載。

【点数】 225点

【所要見込額】 3百万円(令和2年度)

労災診療費の仕組み

1 原則として健康保険に準拠

- 労災保険における療養の給付(診察、処置、薬剤等)の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

➡ 健康保険の保険給付に準拠

2 労災保険独自の取扱い(労災特掲項目の設定等)

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

○労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定(治ゆ)の判断が求められること

○労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円 (※)
(健保は1点10円)

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等

※初診料、再診料については、労災診療費として独自の金額を設定している。

二次健康診断等給付の健診費用の額等の見直しについて

令和元年10月17日に会計検査院から「労災保険二次健康診断等給付担当規程」を改定するなどして、二次健康診断及び特定保健指導に要した費用の単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求された。このため、特定保健指導の実施基準を策定する等適切な単価となるよう、有識者による「労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の健診費用の額等のあり方に関する検討会」(座長:相澤 好治 北里大学医学部名誉教授/(一社)産業保健協議会理事長)を立ち上げ、改善に向けての検討を行った。この検討内容に基づき、関係通達を改定の上、令和2年度7月健診分から適用予定。

二次健康診断

○検討課題 二次健康診断における費用の額のあり方

○検討結果

- ① 負荷心電図検査、胸部超音波検査について、健診給付機関の実態を踏まえた検査方法により算定する。
- ② 健診項目の費用全般について、最新の診療報酬点数表及び労災診療費算定基準に基づき算定する。

特定保健指導

○検討課題 具体的な内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準の策定

○検討結果

- ① 医師と受診者とが共通の認識のもとに「生活上の問題点」に加えて「就労上の問題点」について抽出するため、新たに定める「就労の状況等に係る質問票」及び特定保健指導に使用する「指導例」の項目にしたがい特定保健指導を実施する。
- ② 特定保健指導の結果を通じて、業務上の事由による脳・心臓疾患の発生を予防する観点から、「医師の所見」欄に、事業者又は産業医等に伝達するための就業上の配慮に結びつく高度な医学的所見を記載する。
- ③ 実施時間の目安は、20分以上とする。

○検討課題 実施基準に基づいた費用の額の見直し

○検討結果

新たに定めた実施基準の考え方に基づいて費用の積算を行い、設定する。

二次健康診断における検査の算定に用いる診療報酬点数表等

検査項目	改定前			改定後		
	診療報酬点数表（平成12年度診療費改定分）			診療報酬点数表（令和2年度診療費改定分）		
	Dコード	名称	点数	Dコード	名称	点数
初診料（※）	-	初診料	3,590円	-	初診料	3,820円
空腹時血中脂質検査	D007 1	血液化学検査（中性脂肪）	15	D007 1	血液化学検査（中性脂肪）	11
	D007 4	血液化学検査（総脂質）	24	D007 4	血液化学検査（LDL-コレステロール）	18
	D007 5	血液化学検査（HDL-コレステロール）	25	D007 3	血液化学検査（HDL-コレステロール）	17
	D026 3	検体検査判断料（生化学的検査（I）判断料）	145	D026 4	検体検査判断料（生化学的検査（I）判断料）	144
	D400 1	血液採取（静脈）	12	D400 1	血液採取（静脈）	35
空腹時血糖値検査	D007 2	血液化学検査（グルコース）	16	D007 1	血液化学検査（グルコース）	11
ヘモグロビンA1c検査	D005 9	血液形態・機能検査（HbA1c）	75	D005 9	血液形態・機能検査（HbA1c）	49
	D026 2	検体検査判断料（血液学的検査判断料）	126	D026 3	検体検査判断料（血液学的検査判断料）	125
負荷心電図検査	D211	トレッドミルによる負荷心機能検査、バイシクルエルゴメーターによる心肺機能検査	700	D209 1	負荷心電図検査（四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導）	380
胸部超音波検査	D215 3 ハ	超音波検査（経食道的超音波法）	800	D215 3 イ	超音波検査（経胸壁心エコー法）	880
頸部超音波検査	D215 2 ロ	超音波検査（断層撮影法・頭頸部）	350	D215 2 ロ(3)	超音波検査（断層撮影法・頭頸部）	350
微量アルブミン尿検査	D001 10	尿中特殊物質定性定量検査（アルブミン定性）	70	D001 8	尿中特殊物質定性定量検査（アルブミン定量）	102
	D026 1	検体検査判断料（尿・糞便等検査判断料）	30	D026 1	検体検査判断料（尿・糞便等検査判断料）	34

※初診料については労災診療費算定基準により労災独自の金額が設定されているため、当該金額により算定。

<問診票の例>

就労の状況等に係る質問票例			
◎記載に当たり、必ずお読み下さい。			
【就労の状況等について質問する目的】 脳血管疾患及び虚血性心疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病変が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至ります。 しかしながら、長時間労働等の業務による明らかな過重負荷が加わることにより、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症する場合がありますので、これら疾病の発生の予防に資するという二次健康診断等給付制度が創設された趣旨を踏まえ、受検者の方に就労の状況(労働時間、勤務形態、作業環境、精神的緊張の状態等)などについて、質問させていただくものです。			
給付対象者氏名	(男・女)	生年月日	大・昭・平 年 月 日(才)
1. 就労の状況(可能な範囲で記載して下さい)			
・職種	<input type="checkbox"/> 屋内作業 (□デスクワーク □その他(具体的に: _____)) <input type="checkbox"/> 屋外作業 (具体的に: _____)		
・時間外労働時間	直近6か月平均()時間程度 (最大時間の月()時間、最小時間の月()時間程度) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・不規則な勤務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合 具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・出張の多い業務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合 具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・交替制勤務・深夜勤務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合 具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・高温・低温等の環境	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合 具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・時差を伴う業務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合 具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・精神的緊張を伴う業務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合 具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 判断困難		
過大なノルマ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断困難		
顧客とのトラブル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断困難		
医療従事者等の人の生命等に関わる業務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断困難		
その他	(_____)		
・通勤手段、通勤時間	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 公共機関(_____) <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他(_____) 通勤時間(約(_____)分) <input type="checkbox"/> 判断困難		
・所定休日(週休 日)	<input type="checkbox"/> 取れている <input type="checkbox"/> 取れないことがある <input type="checkbox"/> ほとんど取れない <input type="checkbox"/> 判断困難		
・年次有給休暇	<input type="checkbox"/> 取れている <input type="checkbox"/> 取れないことがある <input type="checkbox"/> ほとんど取れない <input type="checkbox"/> 判断困難		
・休憩時間	<input type="checkbox"/> 取れている <input type="checkbox"/> 取れないことがある <input type="checkbox"/> ほとんど取れない <input type="checkbox"/> 判断困難		
・その他(記載したいこと)	(_____)		
2. 睡眠時間の状況(下の【注意事項】を読んでから記載して下さい)			
<input type="checkbox"/> 4時間以下 <input type="checkbox"/> 5時間 <input type="checkbox"/> 6時間 <input type="checkbox"/> 7時間 <input type="checkbox"/> 8時間以上			
【注意事項】 長時間労働により睡眠が十分に取れない場合には、疲労の回復が困難になることにより生ずる疲労の蓄積が原因となっており、脳血管疾患をはじめ虚血性心疾患、高血圧、血圧上昇などの血管系への影響を与えることが医学的に指摘されていることから、質問させていただくものです。			
3. 日常生活の状況等(可能な範囲で記載して下さい)			
・食事に関する事項	3食規則正しい食生活 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 間食 <input type="checkbox"/> 有(週()回 1日()回) <input type="checkbox"/> 無 飲酒 週()日 1回あたり飲酒量(_____ 合)日本酒換算		
・運動に関する事項	運動の頻度 <input type="checkbox"/> 週1~2日 <input type="checkbox"/> 週3~4日 <input type="checkbox"/> 週5日以上(種目: _____)		
・喫煙に関する事項	喫煙 <input type="checkbox"/> 有(1日 本: 喫煙歴 _____ 年) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 過去に喫煙していたが現在は無		
・体重の増減	10年前より(_____ kg) <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減 20年前より(_____ kg) <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減		
・特に注意していること	(_____)		

受診結果に所見を記載する視点及び記載例

(事業主提出用)

受診給付 病院等の 名称	
--------------------	--

二次健康診断等の受診結果

受診者のシメイ(カナ)

受診者の生年月日	元号	年	月	日
3 大 5 正 5 昭和 7 平成 7 令和				
二次健康診断受診年月日	元号	年	月	日
7 平成 9 令和				

事業 の 名称			
事業 場 の 所在地	都道府県	市区 市	
二 次 健 康 診 断 結 果	空腹時血中脂質検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	LDLコレステロール (mg/dl)	
		HDLコレステロール (mg/dl)	
		中性脂肪 (mg/dl)	
	空腹時血糖値検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	血糖値 (mg/dl)	
	ヘモグロビンA1c検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	ヘモグロビンA1c検査 (%)	
	負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査) <input type="checkbox"/> 左欄が「1」のときは負荷心電図検査を、「3」のときは胸部超音波検査(心エコー検査)を行っております。	医師の所見	
頸部超音波検査(頸部エコー検査) <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	医師の所見		
微量アルブミン尿検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	微量アルブミン尿検査 (mg/dl)		
特定保健指導 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。	医師の所見		
[二次健康診断等の結果における医師の所見]			
	氏 名	④ (記名押印又は署名)	

○ 二次健康診断(負荷心電図検査又は胸部超音波検査、頸部超音波検査)の結果を記載する視点

☆検査の結果を就業上の措置に結びつける視点を持つことが肝要となる
(記載例)

- ・ 瘤破裂が発生する可能性があるため、身体的負荷が強い力仕事は控えることが望ましい
- ・ 梗塞の可能性があるため、恒常的な長時間労働は控えることが望ましい
- ・ 肺塞栓症を合併する可能性があるため、長時間のデスクワークを避け、定期的に体操をさせることが望ましい

○ 特定保健指導の結果を記載する視点

☆抽出した問題点を就業上の配慮に結びつける視点をもつことが肝要となる
(記載例)

- ・ 不規則な食事時間を改善できるように勤務形態の見直しなどをお願いします
- ・ 睡眠が十分確保できるように勤務シフトの見直しを検討するなどをお願いします
- ・ 休憩時間(昼食時間)を確実に確保できるよう働きかけをお願いします
- ・ 残業時間は月60時間未満ですが、産業医等による面接指導の実施が望まれます
- ・ 繁忙期においては、インターバル勤務などの検討をお願いします
- ・ テレワークが可能であれば、テレワーク勤務の検討をお願いします
- ・ 職場環境が暑いことによる体調不良を訴えておりますので、身体的負荷を減らすような検討及びこまめな水分補給の徹底をお願いします

○ 就業上の措置又は配慮すべき事項は特にないと判断した結果を記載する視点

☆産業医等が異常の所見があると診断した項目に対応する視点をもつことが肝要となる
(記載例)

- ・ 現時点では就労上の問題点は抽出されませんでした。受診者は血圧を気にかけているようですのでご留意下さい

労災保険二次健康診断等給付の概要

1. 概要

労働者が、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常があると診断された場合に、都道府県労働局長の指定を受けた医療機関で実施した二次健康診断及び特定保健指導について、労働者の請求に基づき給付するもの。

2. 給付方法

労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所（以下「健診給付医療機関等」という。）において、直接二次健康診断及び特定保健指導を給付する現物給付方式。

※ 費用の額は、局長通達により、実施した検査の組合せ及び特定保健指導の有無により、20,535円～31,046円と定めており、二次健康診断の及び特定保健指導を行った健診給付医療機関等に国が支払う。

3. 対象者

一次健康診断において、脳・心臓疾患に関連する次の検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された労働者

- ①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④BMI(肥満度)の測定

4. 給付内容

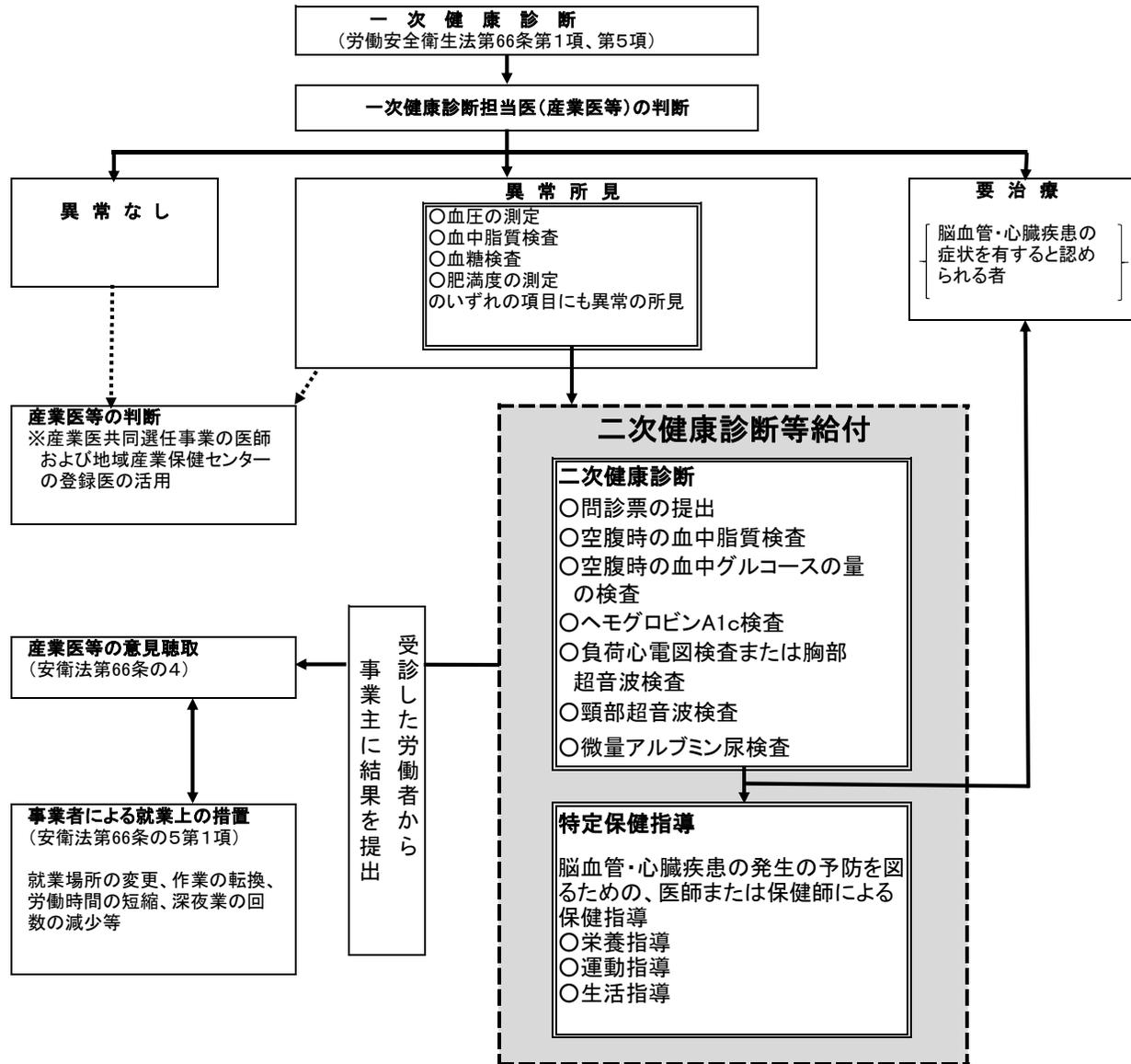
(1)二次健康診断【脳血管及び心臓の状態を把握するため必要な検査】

- ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1検査 ④負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方 ⑤頸部超音波検査(頸部エコー検査) ⑥微量アルブミン尿検査

(2)特定保健指導【二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るために医師等により行われる保健指導】

- ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

二次健康診断等給付のフロー図



<参照条文>

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）
- 二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）

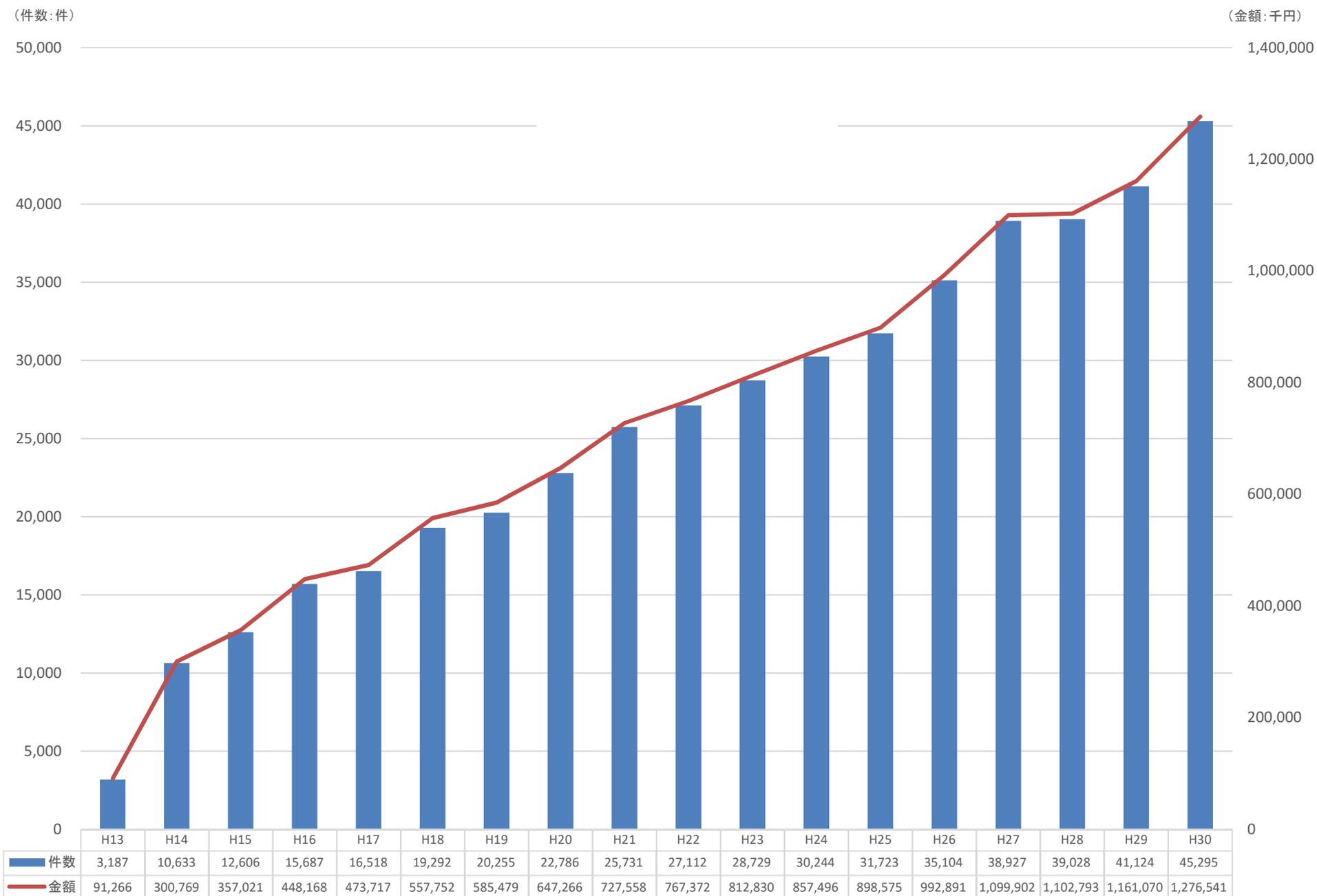
第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
- 二 低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査
- 三 血糖検査
- 四 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = \text{体重} (kg) / \text{身長} (m)^2$

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 空腹時の低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- 二 空腹時の血中グルコースの量の検査
- 三 ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断（法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行った場合を除く。）
- 四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
- 五 頸部超音波検査
- 六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中のたん白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

二次健康診断等給付受給者数及び支払金額の推移



新型コロナウイルス感染症対策関係 第2次補正予算（案）
（労働保険特別会計労災勘定）

1 社会復帰促進等事業関係

- （1）働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の増額

【3.2億円→6.8億円 +3.6億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

- （2）働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の増額等

【7億円→40億円 +33億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、新規でテレワークの導入に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する。

- （3）外国人労働者に対する相談支援体制の強化

【6.6億円→7.7億円 +1.1億円】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響による外国人労働者からの相談の増加に対応するため、労働局・監督署に設置している外国人労働者相談コーナーに相談員を増員する等、体制を強化する。

- （4）障害者職業能力開発校のオンライン訓練実施に必要な整備経費

【+3.3億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、障害者職業能力開発校においてデジタル技術を活用したオンライン訓練を推進する。

2 事務費関係

- （1）働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の審査体制の強化

【+0.5億円】

新型コロナウイルス感染症対策として実施する上記の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の審査に対応するため、新規定員（11人）を配置し、審査体制の強化を図る。

- （2）労働保険料特例猶予等に伴う相談体制の強化

【+0.8億円】

年度更新申告書や労働保険料の納付に係る特例猶予の申請等に関する相談需要に対応するため、臨時労働保険指導員（相談員）を増員して労働局・監督署における相談体制を強化する。

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）（拡充）

令和2年度第二次補正予算案 3.6億円

令和2年4月7日の緊急事態宣言の発出及び同年5月4日に発表された同宣言の5月31日までの延長に伴い、引き続き、病気休暇等の特別休暇制度の整備に向けた支援が必要であることから、追加の予算措置を行うこととする。

【助成概要】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成

※令和2年2月17日以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とする。前年度（令和元年度）の取組に対しても令和2年度の助成の対象となる。

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

【助成率】

費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

【事業実施期間】

<改正前> 令和2年2月17日～令和2年5月31日まで

<改正後> 令和2年2月17日～令和2年7月31日まで

【上限額】

上限額 50万円

働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース） テレワーク相談センター事業

令和2年度2次補正予算案 33億円【労災勘定】

令和2年度予算額 0.5億円

令和2年度1次補正予算額 1.7億円

○働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

①対象事業主	○新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
②支給対象	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者による研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家（社労士等）による導入のためのコンサルティング
③要件	○事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
④交付申請期間	○募集の日から令和2年7月31日まで （令和2年4月7日から、交付決定後2か月を経過した日までの取組が助成対象）
⑤支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

○テレワーク相談センター事業ほか助成金の迅速な支給のための必要な体制整備

・働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の迅速な支給のための体制整備を図る。

外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実

令和2年度第二次補正予算案：1.1億円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響により、外国人労働者による相談需要の増加に対応するため、都道府県労働局等に設置している外国人労働者相談コーナー及び外国人労働者向け相談ダイヤルの体制強化を図るとともに、平日夜間及び土日に電話相談を行う労働条件相談ほっとラインの拡充を行うことで、効果的な相談対応を行う。

外国人労働者相談コーナー

- 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置
- 13言語の母国語に対応（※）

【拡充内容】

外国人労働者労働条件相談員の増員

外国人労働者相談ダイヤル

- 全国どこからでも相談が可能
左記の「外国人労働条件相談コーナー」の相談窓口
にダイレクトに接続
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定（※）

【拡充内容】

相談ダイヤルの回線の増設

労働条件相談ほっとライン

- 【フリーダイヤル】0120-811-610（はい！ろうどう）
- 平日夜間・土日の電話相談に無料に対応
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定（※）

【拡充内容】

通訳の増員

労働条件相談ほっとラインコールセンター（委託事業）

○自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？

○労働基準法などの規定の意味は？

○労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への情報提供を希望した場合

情報提供

管轄の都道府県労働局・労働基準監督署

受付時間：平日 17時～22時
土日祝日 9時～21時
※年末年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

（※）13言語に対応
英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語

オンライン訓練の推進（施設内訓練）

令和2年度第二次補正予算案 24億円
うち労働保険特別会計労災勘定 3.3億円
うち労働保険特別会計雇用勘定 20.2億円

背景・課題

緊急事態宣言を踏まえ、多くの公共職業能力開発施設等で休校措置を講じていたところであるが、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いわゆる「新しい生活様式」への移行が必要とされていることから、デジタル技術を活用したオンライン訓練を積極的に推進し、通所せずに訓練を受けられる環境の構築を進めて行くことが必要となっている。

事業概要

公共職業能力開発施設等において、オンラインの手法を活用して訓練を実施するため、設置主体において必要な機材等の整備を行う。（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては運営費交付金等を、都道府県においては職業能力開発校設備整備費等補助金等を活用する。）

施設	主な職業訓練の種類	設置主体
職業能力開発校	・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県
職業能力開発短期大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	都道府県、機構（※1）
職業能力開発大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） ・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	機構
職業能力開発促進センター	・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	機構
障害者職業能力開発校	・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	都道府県、国（※2）
職業能力開発総合大学校	・職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	機構

※1 「機構」と記載してあるのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のことを言う。

※2 国が設置した障害者職業能力開発校は、その運営を、機構及び都道府県に委託している。

労働保険料の猶予等に係る事業主等からの問い合わせ に対する相談体制の強化

令和2年度第二次補正予算案 2.7億円(うち労災勘定負担0.8億円)

- 労働保険料等については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置が事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、事業主等からの申請に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り猶予するとともに、年度更新の期間について6月1日から8月31日までの3月間に延長したところであり、事業主等からの問い合わせに対して、迅速かつ丁寧に対応する必要がある。
- また、雇用調整助成金の申請件数が著しく増大が見込まれるところ、雇用調整助成金の申請の前提条件として必要となる労働保険関係の成立を遅滞させている事業主が一定数存在していることから、労働保険関係の成立手続を行っている各労働局及び労働基準監督署への問い合わせが増加しており、当面の間、当該問い合わせ件数についても高い水準で推移すると見込まれる。
- 以上のことから、特に問い合わせが集中すると予想される年度更新期間を中心に、臨時労働保険指導員を増員することにより、労働局及び監督署における相談体制を強化し、事業主等の不安の解消・負担の軽減を図ることとする。

○労働保険適用事業主
○労働保険事務組合

問い合わせ・相談

- ・労働保険料等の猶予に関する相談対応等
- ・年度更新申告書の相談対応等
- ・労働保険関係の成立に関する相談対応等



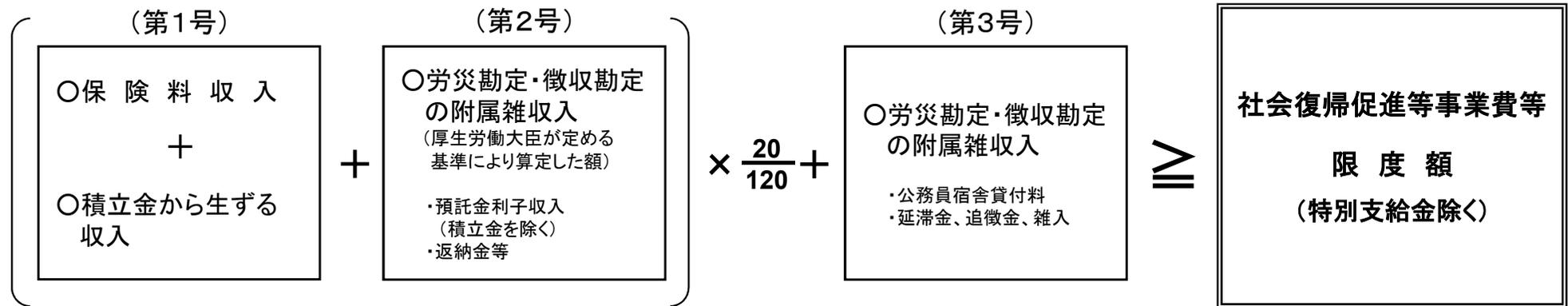
労働局・労働基準監督署

**臨時労働保険指導員
の配置(増員)**

配置: 47都道府県労働局・労働基準監督署
期間: 年度更新期間を含む6月間(6~11月)
臨時労働保険指導員: 25,727人日

社会復帰促進等事業等に要する費用について

○社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額(労働者災害補償保険法施行規則第43条)



○社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

	第1号			第2号			第3号			社会復帰促進等事業費等限度額	社会復帰促進等事業費等所要額	限度額に対する所要額の割合(%)	
	保険料収入	積立金から生ずる収入	計	預託金利子収入	返納金等	計	公務員宿舍貸付料	延滞金追徴金雑入	計				
労災保険料平均料率													
4.5/1,000													
	令和元年度予算額	875,366	121,438	996,804	5	15,155	15,160	38	5,023	5,061	173,722	160,147	92.19
	令和2年度当初予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	165,012	93.09
	令和2年度1次補正後予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	169,187	95.45
	令和2年度2次補正後予算額(案)	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	173,425	97.84

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額等の推移(過去5年間)

(単位:億円)

	平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度		令和 元 年 度	令和2年度		
	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 額	当 初 予 算 額	1次補正後予算額	2次補正後予算額 (案)
I 社会復帰促進事業	249	237	265	237	232	216	229	243	243	247
II 被災労働者等援護事業	94	78	103	94	104	102	88	85	85	85
III 安全衛生確保等事業	325	292	348	311	430	345	537	567	608	645
計	668	607	715	642	766	662	854	896	936	977

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、I に含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。なお、計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

※3 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)